

一般社団法人日本伝統野菜推進協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本伝統野菜推進協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 日本の伝統野菜に関する歴史と食文化を人々に周知し、食材としての普及を推進し、伝統野菜の新たな価値を創造するとともに、その種を後世に残してしていくことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は第3条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 伝統野菜の歴史・食文化を周知するための教育、研修の主催、運営及び運営協力
- (2) 伝統野菜に関わる人的交流会の主催、運営及び運営協力
- (3) 伝統野菜に関わる各種情報サービスの提供及び物品の販売
- (4) 伝統野菜に関する広報活動
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

第2章 会員及び社員

(構成員)

第6条 当法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 一般会員 伝統野菜の継承、啓発活動に関心を有する者で、当法人の目的に賛同し、入会したもの。

一般会員の種別は、次の4種類とする。

- イ 個人会員 伝統野菜を保護・継承しようとする個人の会員とする。
- ロ 農業会員 伝統野菜を保護・継承しようとする農業従事者の会員とする。
- ハ 法人会員 伝統野菜を保護・継承しようとする法人の会員とする。
- ニ 学術会員 農学をはじめとし、地理学、社会学などさまざまな学術的見地から伝統野菜を研究しようとする者の会員とする。

(2) 名誉会員 当法人に対し功績著しい個人として理事会の推薦を受けたもので、当法人に入会することを承諾したもの。

(入会手続)

第7条 当法人に一般会員として入会しようとする者は、当法人が定める入会申込書により申込、理事の過半数の一致による承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 一般会員は、当法人の事業活動及び事業運営の財源に充てるため、理事会の定める入会金及び会費に関する規則に基づき入会金及び会費を納めなければならない。

2 当法人の運営上特に必要と認めたときは、理事会の決議を経て、会員から臨時会費を徴収することができる。

(一般会員の資格)

第9条 一般会員の資格は、前条第1項の入会金及び会費を納め会員証(仮会員証を含む。)を受領したときから生ずる。

(任意退会)

第10条 会員は、会員規則に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 一般会員が第8条の会費を納入期間（3ヵ月）内に納入しなかったとき。
- (4) 総社員が同意したとき。
- (5) 死亡、又は会員である法人又は団体が解散したとき。
- (6) 除名されたとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

3 社員たる個人会員が、第10条、第11条及び第12条の各号により、個人会員たる資格を喪失したときは、社員たる地位を喪失する。

(入社)

第14条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第15条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第16条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。
- (5) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき。
- (6) 除名されたとき。

(退社)

第17条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第18条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する

法律（以下「一般法人法」という。）第23条第1項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

（社員名簿）

第19条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

（社員総会）

第20条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（開催地）

第21条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

（招集）

第22条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

（権限）

第23条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 社員候補者選考委員会委員の選任又は解任
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議の方法)

第24条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第25条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第26条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第28条 当法人の理事は1名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第31条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第33条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第35条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最

低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。